

議案第 39 号

越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成 23 年越前町条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 7 月 17 日提出

越前町長 高 田 浩 樹

越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成23年越前町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「西田中4丁目501番地」を「西田中第8号27番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年9月22日から施行する。